

【別紙】 禁止・注意事項

- ・ レンタル艇操縦者は本契約書の契約者に限る
- ・ ご利用中のレンタル艇への事故・破損は契約者に全責任が発生しますので大切にご利用ください
- ・ 免許取得後1年未満のお客様の航行範囲につきましては、要相談。
- ・ 走行範囲は陸岸から2海里（約3.7km）以内での走行厳守。
- ・ 乗船中はJCI認定ライフジャケットの着用の厳守。
- ・ 飲酒運転・危険運転等は全面的に禁止。
- ・ 返却時間は16時まで。返却時間16時を過ぎますと以降30分毎延長料金5,500円（税込）を請求。
- ・ 漁船、遊覧船、ウェイク艇の航路の妨害（横切り・接近等）は禁止。
- ・ マリーナ前の内港、漁船出口付近では最徐行で航行し、空ふかし蛇行運航等の禁止。
- ・ 砂浜や浅瀬などでの航行（1.2mとする）エンジン始動は船艇を痛めるため絶対に行わない。
- ・ 万が一レンタル艇等を傷つけた場合・トラブル時は、速やかに報告する（090-7157-8833）
※借主側での復旧作業などの禁止。（軽微で復旧できそうな場合でも必ず連絡ください）
- ・ 持参燃料の給油禁止。必ず弊社が用意した燃料を使用する事。
- ・ 特殊小型船舶操縦士（水上オートバイ）の免許証提示・コピーまたは写真提出、当日は必ず携帯すること。
- ・ スマートフォン（携帯電話）を常に携帯すること。
- ・ 海上保安庁の指導等には速やかに応じ、航路の妨げにならないよう十分注意し航行する。
- ・ 危険航行、暴走行為、スピン、スプレー、見せびらかし行為など禁止。
- ・ 水の掛け合い禁止。
- ・ 入れ墨・タトゥーの露出禁止。
- ・ ライフジャケット・アンカー・船検書などの物品紛失は実費請求。

物品代金+手数料 11,000 円（税込）

- ・ 契約書及び禁止・注意事項違反が判明した場合、即時中止+違約金 33,000（税込）を請求。

※以前、利用された方でマナーの悪い方とグループ（参加者含む）へのレンタルはお断りします。

レンタル当日であってもレンタルをお断り致します。その場合のレンタル料は100%請求。

交通費などの金銭請求は互いに発生しないものとする。

ただし熊本県外でご利用の方につきましては交通費も請求させて頂く場合がある。

※救助代について

- ・ 契約者による水上バイクトラブルについては救助代が発生致します。
1. 藻絡みなどの軽いトラブル 出発マリーナから往復1時間以内 5,500 円（税込）から
 2. 曳航の場合 出発マリーナから往復1時間以内 13,200 円（税込）から
- （上記の救助代とは別に救助艇の燃料代+揚降料がかかります。 16時以降の救助は60%増し）

費用は利用当日に必ずお支払いください。現金以外でのお支払いにつきましては事務手数料として4%別途お支払いをお願いします

【別紙】 禁止・注意事項を理解し厳守する。 令和 年 月 日

氏名 _____